土門一喝



土門 剛 どもん　たけし

【プロフィール】
1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

玉砕覚悟か!?　集落営農をストップできない農水省の悲劇

画竜点睛を欠くというか、先月号の当コラムでミスをやらかした。38ページ、上から3段目、右から4行目。ひとめぼれの価格について、「昨年産の仮渡金は1万1800円。今年産の概算金は1万1300円」。昨年産まで「仮渡金」と呼んでいたものが、今年産から「概算金」という呼び方になり、それが昨年産より500円落ちの価格となったのである。概算金について農協の営農座談会で「ほぼ最終精算価格」という説明がされている。

昨年産の最終精算はこの年末にある。この9月には稲作所得基盤確保対策（稲得）の補填金が出た。1100円だった。410円の拠出分を差し引くと690円。1俵1万240円になる。最終精算はこの分にプラスアルファがある。実際には農家の手元に「500円玉か100円玉が1枚チャリンと渡るだけ」（組合員農家）という。

肝心なことも抜け落としていた。集落営農組織に参加した農家への補助金の分配結果について、昨年産に比べ下落した米価をベースに試算結果を示さなかったことである。最初に断っておくが、比較のための具体的なデータがないので、ごくシンプルに概算金水準から500円落ちを前提に試算してみた。大豆の収入と支出（コスト）をそのままにした。試算表は10a当たりの配当を示した。1万1310円である。収量8・5俵の条件で1俵500円落ちなら4250円のマイナスだ。配当は7050円になる。米価のさらなる下落は大いに「想定内」。1000円落ちの場合もシミュレーションしてみた。配当は2300円になってしまう。想定内の1000円落ちなら1400円ちょっとの配当にしかならない。

山根局長サンの「集落営農幸福論」で傾聴するところがあるとすれば、自前で農機を買い揃えて耕作するよりも金銭的にはプラスになるという点だけである。だが、これもやがて限界がくる。何よりも集落営農組織に矛盾がありすぎるのだ。

共産党が賛辞の「エール」

岩手県紫波郡の「水分営農組合」（高橋節也組合長）。農水省経営局経営政策課の「担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン」23号（5月9日付け）で、「全国最大規模！　515haの集落営農誕生！」と紹介されている。正確にいえば、「国内最大」の形容詞がついたのは、この秋までだった。その後にこれを上回る集落営農組織が同じ岩手県内に誕生したのだ。盛岡市西部の都南地区。農家約1000戸のうち9割が参加し、その面積は実に1100haに及ぶ。面積ベースでは実に85％を占める。

経営局のメルマガを読んでいて思ったことがある。戦時中の大本営発表のことである。大本営発表は英国でもあった。ドイツと戦った第一次世界大戦で、英国政府は「本日は西部戦線を東へ何㎞も突破した」と大

げさな発表を繰り返していた。全部足したらとっくにベルリンを通り過ぎていたという。ＢＢＣが誕生したのはその反省からで、英国政府は「事実や真実を多く交えた方がプロパガンダとして威力を増す」と判断したそうだ。このエピソードを経営局の諸兄はどう受け取るのであろうか。

閑話休題。経営政策課が「全国最大」と喧伝した「水分営農組合」の実態についてはほとんど報じられていない。筆者なりに検証してみよう。

この集落営農組織、わざわざ大宣伝をぶつほどのものではない。もともと行政と農協が肝いりで作った「機械化銀行」が、この4月に名称替えしただけのことである。農水省が強調したいのは、13集落、経営面積５１５haもあり、地区内の全農地面積６３７haのうち85％を占める。農家３７９戸のうち約８割の３１０戸が参加。集落営農の組織化が順調に進んでいるとＰＲしたいようだが、どの点を取り上げてそのような結論になるのか不思議でならない。

何はとまれ東北農政局の大本営発表を読んでいただきたい。

水稲と小麦のブロックローテーション（1ブロック水稲2年、麦1年）を作業受託班（既存の作業受託組織、各集落に1つ）が取り組む。また、広域圃場の作業効率向上を図るため作業班長21人を設置する。18年度の事業計画では10a当たり１０００円を出資し、小麦１５０haの作付けを計画している。19年度からは水稲も含めた計画を予定している。経理の記帳については、組織が成熟するまでの当面の間、ＪＡに指導と協力を仰ぎ対応していく。同組合では、「互いに協力することで農家の差別化を無くし、農村社会を守っていく組織を目指して行きたい」と説明。

この集落営農に真っ先に賛辞のエールを送ってきたのが、何を隠そう、日本共産党所属の県会議員と町会議員である。この組織を8月に訪れ、ホームページに「地域農業と農家を守るためには集落営農にならざるをえない。集落営農は高齢化やリタイアする農家の受け皿」との感想を寄せ、「水分営農組合は、まさに顔の見える地域農業そのものです」と、山根局長サンが泣いて喜ぶような賛辞の嵐のオンパレード。エールを送ってきた主に聞きたいことがある。それならば、旧ソ連のソフホーズやコルホーズ、中国の人民公社が大失敗した歴史的事実をどう総括されておられるのか。一度、ゆっくりとお聞きしたい。山根局長サンと日本共産党地方議員が同じ価値観を共有しておられるのは不思議大発見！　山根局長サンの「集落営農幸福論」や、共産主義者が理想とする営農モデルには絶対にならない。検証しよう。

作業委託料金は次の通りである。耕起10a当たり４５００円。代掻き同５３００円。田植え同５６００円。刈り取り同1万６５００円、乾燥調製1袋（30kg）８３０円。この地区では平均的な作業委託料金だ。

5作業を委託した場合、農家が営農組合に支払う10a当たり作業委託料金はいくらになるか。答えを出すには、乾燥調製のみを10aに換算しなければなるまい。前提となるもち米の収量は10a当たり8俵とした。1俵（60kg）当たり１６６０円だから10aで1万３２８０円。従って、すべて合算した料金は4万５１８０円となる。これ以外の費用もある。水稲苗の購入費だ。農協から買うことになる。10aあたり運搬費込み1万５００円程度。肥料農薬なども農協からの購入だ。ざっと見て肥料1万円、農薬６０００円程度か。これに農業共済掛金３０００円、水利費５２００円の出費がある。集落営農参加経費１０００円というのも新たに加わった。農家の出費分はトータルで8万５３８０円にもなろうか。

農家の手元にいくら残るか。農作業の委託料金は、コメを売って得た代金から払ったり、それでも足りぬ場合は兼業先収入などの一部を宛てるが、第一義的にはコメの販売収入がポイント。昨今は、兼業先収入が少なくなり、農家はなるべくコメの販売代金だけで作業料金をまかなうことを考えている。

水分地区は、麦2年、コメ1年のブロックローテーションだ。コメといっても全農県本部との間でもち米の契約栽培だ。品種はひめのもち。農協は、今年産のもち米の概算金を1俵（60kg）1万２０００円と提示した。ひめのもちの全農の販売価格は1万４６２０円。差し引きすると２６２０円になる。これが全農・農協の手数料・経費となる。もち米は大幅過剰で市中での取引価格は1万２０００円だ。相場より２５００円以上も安い。契約栽培でなければ農協も生産者も大変なことになる。

それはさておいて1万２０００円の概算金で試算してみよう。平均収量8俵をかけた販売代金は9万６０００円になる。先ほどの作業委託料金を含めた経費を差し引くと1万０６２０円になる。一応はプラスである。でも水分地区は基盤整備とダム改修工事の償還金が残っている。トータルして10aで2万５０００円ということだ。結局、農家の手元には何も残らないどころか赤字になる。

問題は19年産だ。もち米は相場に左右されやすい。残念ながら年間需

要量を上回る在庫を抱え、史上最悪の過剰に見舞われている。水分地区の近辺でも営業倉庫がもち米のフレコンで満杯状況とのことだ。営農座談会でも農家から販売状況について厳しい質問が飛んだ。農協職員は「契約にはなっています。ただ所有権移転にはなっていません」と説明するだけである。

厳しい米価事情を反映してか、水分営農組合は作業受託料金の値下げを検討する方針を打ち出してきた。かりに1割カットしても赤字が多少減るだけ。3割カットしてようやく作業料金を賄える。ただし3割もカットすれば作業を受託する者は誰もいなくなる。

それよりも重大なことがある。農機具が更新時期を迎えた時のことだ。新たな農機具購入や施設建設などの費用を誰が負担するかだ。農水省はその説明をしていない。不思議で仕方がない。

気がついていないのか。それともあえて隠しているのか。善意でみれば前者。悪意でみれば後者。世間では詐欺とも言う。でもお人好しで知られる農水省のお役人のことだ。私には前者のような感じがしてならない。

農協による農協のための農協の集落営農

集落営農組織は作業受委託形式が圧倒的に多い。農地の賃貸借は少ない。集落営農組織の限界はここにある。賃貸借なら確実に地代が入ってくる。集落営農組織に参加しても、原則、農家は出費を強いられることはない。地代の多寡だけを問題にすればよい。例えば水分地区。農業委員会が示した標準小作料（地代のこと）は10a当たり平均2万円が確実に入ってくる。基盤整備などの償還金がなければ丸々プラスになる。草刈りや水管理も必要ない。

その賃貸借がなぜか一般的にはならない。ここに農政の矛盾があり、集落営農の限界もあるのだ。

答えは簡単だ。賃貸借なら借り主の経営力が問われる。農家に地代を払える販売力がないと成り立たないからだ。逆に作業受委託なら販売力がなくても成り立つ。米価が下がろうとも作業料金を農家から取ることができるからだ。大半の集落営農組織は農協がバックについている。それでいて作業受委託が多いのは、農協自らが売る力のないことを証明しただけのことである。作業受託組織は、農協から苗、農機具、肥料や農薬を買ってくれる。集荷も期待できる。農協にだけメリットがある営農システムと農家が呼ぶのは理解できる。

農水省が、冬の陣とやらで集落営農推進に血道をあげていた時に、経営局経営政策課のMさんに、「農協による、農協のための、農協の集落営農」と持説を披露したことがある。人の良さそうなMさんは「それは絶対にないですよ」と否定されたが、実態は違う。この説明通りに農協だけが確実にメリットを受ける。農家が、農水省の懸命なる説得に耳を貸さないのは、この辺の胡散臭さをすでに感じ取っているからであろう。

本誌前月号でも取り上げた「貸しはがし」問題。事の重大さに農水省はいまだ気がついていないらしい。前号執筆の段階で、筆者は、集落営農担当キャップのSさん（秋田県出身）に、『貸しはがし』は法律的にどういう行為に相当するのかな」と聞いてやったことがある。いきなりコーナーをつくカーブのような質問にSさんは鳩が豆鉄砲を喰ったみたいにキョトンとされておられた。数回、同じ質問を繰り返しても返答してこられなかった。

「Sさん、これはね。耕作権の侵害というのだよ。あなた方が作った制度が、現場では他人の権利を侵害する口実となっている。とても看過できる問題ではないと思うよ。公で責任ある立場の人間なら、ただちに是正措置を講じなければなりませんぞ。大学で勉強されたかと思うが、権利の侵害は絶対に許されないことです」

諄々（じゅんじゅん）と説明してやるとSさんはうなづいておられた。そこで返答は局長名でという条件を付けていくつか質問を出しておいたが、相当時間が経つのに梨の礫である。答えるか、答えないか。ご本人のご自由だが、答えないのなら、その旨を伝えればよいはずだ。そんなSさんの態度を見ていて思ったのは、宮仕えの悲哀だ。ご自身も、内心はおかしいと思いつつ、立場上、「数落営農フォ～」と言わねばならず、筆者の核心を突く質問には答えられないのだろう。ここは武士の情けをかけようか。

農水省の悲劇は、これに「ストップ」をかける幹部（とくに経営局長）がいないことである。経営局長は、部下に玉砕覚悟で突っ込むだけ突っ込ませて、ご本人は途中でズルを決め込み逃げてしまうのか。そんなことを考えていると思わずインパール作戦を指揮し牟田口廉也中将の姿がまぶたに浮かぶ。牟田口中将、ものの本には、「杜撰な作戦により、歴史的敗北を喫し日本陸軍瓦解の発端となった。無能かつ無責任な司令官による、無茶な作戦の代名詞としてしばしば引用される」とある。